

令和3年第2回白鷹町議会定例会 第14日

追加変更議事日程

令和3年3月17日(水) 午後2時00分開議

- 日程第 1 議第 3号 令和3年度白鷹町一般会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 2 議第 4号 令和3年度白鷹町十王財産区特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 3 議第 5号 令和3年度白鷹町下水道特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 4 議第 6号 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 5 議第 7号 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 6 議第 8号 令和3年度白鷹町介護保険特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 7 議第 9号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 8 議第10号 令和3年度白鷹町水道事業会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第 9 議第11号 令和3年度白鷹町立病院事業会計予算について
(予算特別委員長報告)
- 日程第10 請第 1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについて
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第11 議第34号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議第35号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議第36号 白鷹町食と農村交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議第37号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について
- 日程第15 議第38号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について
- 日程第16 議第39号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議第40号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 日程第18 議第41号 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第42号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議第43号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議第44号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議第45号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議第46号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議第47号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議第48号 白鷹町黒鳴いきいきセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議第49号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（釜の越農村公園）
- 日程第27 議第50号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）
- 日程第28 議第51号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（高岡農村公園）
- 日程第29 議第52号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（針生農村公園）
- 日程第30 議第53号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（小山沢農村公園）
- 日程第31 議第54号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（黒鳴農村公園）
- 日程第32 議第55号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（姫城農村公園）
- 日程第33 議第56号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（山際農村公園）
- 日程第34 議第57号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について
- 日程第35 議第58号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議第59号 中山林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議第60号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議第61号 広野広翔館の指定管理者の指定について

- 日程第 3 9 議第 6 2 号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定
について
- 日程第 4 0 議第 6 3 号 高岡集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議第 6 4 号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議第 6 5 号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議第 6 6 号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議第 6 7 号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 4 5 議第 6 8 号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議第 6 9 号 白鷹町深山和紙振興研究センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 4 7 議第 7 0 号 深山工房の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議第 7 1 号 白鷹町産業センターの指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議第 7 2 号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）
の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議第 7 3 号 文化創造館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議第 7 4 号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議第 7 5 号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議第 7 6 号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議第 7 7 号 仲町友愛館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議第 7 8 号 遊和館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議第 7 9 号 滝野交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議第 8 0 号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定
について
- 日程第 5 8 議第 8 1 号 白鷹町郷土資料館整備工事請負契約の一部変更について
- 日程第 5 9 発議第 2 号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に 3 0 人
学級実現を求める意見書の提出について
- 日程第 6 0 委員会
の閉会中の継続調査について

(議会運営委員会)

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 今 野 正 明 議員 | 2 番 | 金 田 悟 議員 |
| 3 番 | 横 山 和 浩 議員 | 4 番 | 竹 田 雅 彦 議員 |
| 5 番 | 丸 川 雅 春 議員 | 6 番 | 笹 原 俊 一 議員 |
| 7 番 | 小 口 尚 司 議員 | 8 番 | 奥 山 勝 吉 議員 |

9番	山田	仁	議員	10番	菅原	隆男	議員
11番	関	千鶴子	議員	12番	遠藤	幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	誠	七
副町	長	横澤		浩
教育	長	沼澤	政	幸
総務課	長	樋口		浩
税務出納課	長	高橋	浩	之
企画政策課	長	菅間	直	浩
町民課	長	衣袋	則	子
健康福祉課	長	岡		聡
商工観光課	長	齋藤	重	雄
農林課長併 農業委員会事務局長		大木	健	一
建設水道課	長	鈴木	克	仁
病院事務局	長	渡部	町	子
教育次	長	田宮		修
監査委員		竹田	謙	一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	佐藤	雅	志
補	佐	芳賀	和	則
書	記	菅原	美	樹

○開議の宣告

- 議長（今野正明） これより令和 3 年第 2 回白鷹町議会定例会14日目の会議を行います。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

○議事日程の説明

- 議長（今野正明） 本日の会議は、お手元に配付の追加変更議事日程により進めます。
早速、議事に入ります。
-

○議第 3 号から議第 1 1 号までの報告、討論、採決

- 議長（今野正明） 日程第 1、議第 3 号 令和 3 年度白鷹町一般会計予算について（予算特別委員長報告）から、日程第 9、議第11号 令和 3 年度白鷹町立病院事業会計予算について（予算特別委員長報告）までの令和 3 年度予算 9 件は関連がありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和 3 年度各会計予算 9 件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、奥山勝吉君。

〔予算特別委員長 奥山勝吉 登壇〕

- 予算特別委員長（奥山勝吉） 予算特別委員会審査報告書。

本予算特別委員会に付託の各会計予算は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第 3 号 令和 3 年度白鷹町一般会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第 4 号 令和 3 年度白鷹町十王財産区特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第 5 号 令和 3 年度白鷹町下水道特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第 6 号 令和 3 年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第 7 号 令和 3 年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第 8 号 令和 3 年度白鷹町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第9号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第10号 令和3年度白鷹町水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

議第11号 令和3年度白鷹町立病院事業会計予算について、原案のとおり可決すべきもの。

以上、審査報告といたします。

○議長（今野正明） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。起立しない場合は否決とみなします。

まず、議第3号 令和3年度白鷹町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に対し反対の方の発言を許します。いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 次に、原案に対し賛成の方の発言を許します。6番、笹原俊一君。

〔6番 笹原俊一 登壇〕

○6番（笹原俊一） 令和3年度一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

本町の財政状況は、施政方針にもあるように、公債費等の義務的な経費が増加傾向にあるのに加え、人口減少対策やコンパクト・プラス・ネットワーク関連事業への支出が見込まれることから、より一層計画的に財政運営を行っていく必要があると認識しております。

また、いまだに終息の見通しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響、豪雨災害からの復旧を見据えながら編成され、一般会計当初予算額は83億7,000万円となりました。

第6次白鷹町総合計画の2年目となる本年も、昨年と同様、人づくり、産業・経済、地域力、定住化の4つの分野を施策の柱として着実に進めるとしております。

施策の柱、1番目、人づくりに関しては、若い世代が安心して出産や子育てができるように、引き続き結婚から子育てまで切れ目のない支援が実施されます。また、東根地区の学童保育は、東根小学校内に公設民営型の放課後児童クラブが設置されます。町民の利用ニーズを的確に捉え事業を行うことにより、少子化対策がより一層推進されるよう期待いたします。

教育の分野では、1人1台端末と高速通信ネットワークを整備するGIGAスクール構想が本格的にスタートします。ICT支援員の配置による授業支援や中学校に導入されるデジタル指導書を活用し、全ての子どもたちにきめ細かで平等な授業が実施されることを願います。

また、地域住民や保護者が運営に積極的に関わる学校運営協議会が全ての小中学校に

設置されます。よりよい学校づくりを進めるための施策として高く評価いたします。

荒砥高校については、新たに魅力化コーディネーターが配置され、地域連携協議会による魅力化づくりと入学生確保が図られます。少子化が進む中、存続に向け難しい状況は続きますが、実りある検討がなされ、存続に向けた取組が進むように望みます。

第2の柱は、産業・経済であります。農業の分野では、白鷹町農業再生協議会を中心に、持続可能な農業の振興に努められることを期待します。さらに、長年の課題である6次産業化については、環境整備に努め、所得向上や雇用の確保につながる取組の実現を期待します。

林業の分野では、森林境界の明確化を進め、町産木材の活用を含む緑の循環システムの取組に期待いたします。

地域産業分野では、現在、町内事業所の多くがコロナ禍で大きな影響を受けています。経営者と労働者双方を守るための経済対策が講じられます。正社員化促進事業をはじめ、勤労環境の改善が図られ、若者が定住する力となるような施策の展開を期待いたします。

商業分野につきましても、コロナ禍の影響を大きく受けています。お店とお客様双方に喜ばれる施策の展開を期待いたします。

ふるさと森林公園の再整備計画に伴って、白鷹町アルカディア財団に財政支援がなされます。町民の理解が得られるよう説明責任を果たした上で、施設整備のみならず、従業員のスキルアップに努められ、町民をはじめ県内外から多くのお客様が利用する施設に生まれ変わることを切に望むものであります。

さらに、観光分野につきましても、最上川流域の紅花システムが世界農業遺産への認定申請が承認されたことを弾みにして、「日本の紅（あか）をつくる町」の推進事業をさらに拡充させることを期待します。

いずれにしても、白鷹町商工会や白鷹町観光協会等、関係団体との連携を密にして施策を展開することが、町民全体の利益につながるものであると期待いたします。

第3の施策の柱である地域力については、地域防災力の強化に向け、消防団の待遇改善が進められます。頻発する自然災害に立ち向かう力は、訓練された若い力であり、組織のさらなる強化が図られることを望みます。

また、豪雨をはじめとした災害時の情報伝達手段として、高齢者世帯に戸別受信機が貸与されます。防災情報アプリと合わせ、住民に等しく情報を提供し、より一層の安心・安全を確保する手段となることを期待します。

また、各地区のコミュニティセンターでは、地域づくり推進交付金を活用しながら、特色ある事業に取り組まれております。文字どおり、地域づくりの拠点となるよう、引き続きの支援に期待します。

道路交通網の整備に関しては、開通した白鷹大橋の効果は大きいものと認識します。引き続き、西廻り幹線道路の早期実現、国道348号の再整備に向け、町民一体となった

活動が求められます。関係する沿線自治体を牽引する取組に期待します。

一方、町道・水路等の整備は、計画的に改良や補修に取り組まれるとのことですが、一番身近な課題である地域の要望にできるだけ応えながら工事を進められることを期待いたします。

福祉関係につきましては、地域だけでは解決できない課題に対応するため、住民と行政と関係機関の連携による新たなモデル事業に取り組まれます。課題解決に結びつけられる取組となるよう期待いたします。

最後の柱は、定住化であります。新たに4棟の子育て支援住宅が整備されます。子育て世代の定住に資するものと評価いたします。

増加する空き家対策は、空き家対策協議会を中心に、現状の正確な把握と適正な管理に向けた施策を望みます。

移住施策は、一定の成果を上げております。コロナ禍で対面での移住相談会の開催は困難だと思っておりますが、オンラインやSNS等も有効に活用しながら、継続した取組に期待いたします。

公共交通については、来年度もデマンド型乗り合いタクシーの町外延伸に加え、市街地の循環便を組み合わせた実証実験が実施されます。町民への周知を徹底し、町民の移動手段の確保等、利便性の向上が実現することを期待いたします。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が町政全般にも影を落としました。しかし、町内でもワクチン接種のスケジュールが示され、終息に向けた道筋が見えてきました。

町当局におかれましては、町長のリーダーシップの下、迅速かつ確実な事業の遂行により、町民の皆様の福祉の増進、利益の向上につながるようご期待申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（今野正明） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 討論終結と認めます。

これより採決いたします。

議第3号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第4号 令和3年度白鷹町十王財産区特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第4号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、議第5号 令和3年度白鷹町下水道特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第5号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第6号 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第6号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第7号 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第7号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第8号 令和3年度白鷹町介護保険特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第8号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第9号 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第9号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第10号 令和3年度白鷹町水道事業会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第10号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

議第11号 令和3年度白鷹町立病院事業会計予算について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第11号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○請第1号の報告、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第10、請第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについて（総務厚生常任委員長報告）を議題といたします。

本件につきましては、総務厚生常任委員会に審査の付託をした案件でありますので、総務厚生常任委員長より審査結果の報告を求めます。総務厚生常任委員長、小口尚司君。

〔総務厚生常任委員長 小口尚司 登壇〕

○総務厚生常任委員長（小口尚司） 請願審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果の順にご報告いたします。

請第1号、令和3年3月5日、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについて、採択すべきもの。

以上であります。

○議長（今野正明） 報告が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

請第1号について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

○議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第11、議第34号 町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第34号 町道路線の認定及び廃止についての提案理由を申し上げます。

主要地方道長井白鷹線荒砥橋架替工事により、町道の路線を認定及び廃止する必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により提案するものであります。

なお、内容につきましては、建設水道課長より説明させていただきますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

議第34号 町道路線の認定及び廃止について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定し、廃止する。

1、認定する路線。

番号、路線名、起点、終点の順に申し上げます。

614、神明堂線、荒砥甲字七反二1476-7、荒砥甲字大師田1590-1。

2、廃止する路線。

こちらにつきましても、番号、路線名、起点、終点の順に申し上げます。

614、神明堂線、荒砥甲字油田1353-12、荒砥甲字大師田1590-1。

なお、路線の概要につきましては別紙添付させていただいておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

本件につきましては、主要地方道長井白鷹線荒砥橋架替工事に伴う道路の付け替えによるものでございます。これまでの延長541.2メートルから141メートルを延伸し、682.2メートルとなるものでございます。また、幅員につきましては、起点側において、これまでの幅員3メートルから幅員5メートルとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第12、議第35号 白鷹町斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第35号 白鷹町斎場の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町斎場の管理を指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては、町民課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明申し上げます。

議第35号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町斎場。
- 2、指定管理者の名称、有限会社セイノヤ。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第13、議第36号 白鷹町食と農村交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第36号 白鷹町食と農村交流施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町食と農村交流施設の管理を指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては、農林課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第36号 白鷹町食と農村交流施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、施設の名称、白鷹町食と農村交流施設。

2、指定管理者の名称、有限会社どりいむ農園。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第14、議第37号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第37号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町ヤナ公園の管理を指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては、商工観光課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） ご説明申し上げます。

議第37号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町ヤナ公園。
- 2、指定管理者の名称、白鷹観光開発株式会社。
- 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第15、議第38号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第38号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹スカイパークの管理を指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、教育次長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第38号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、施設の名称、白鷹スカイパーク。

2、指定管理者の名称、有限会社トントんとんび。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第16、議第39号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第39号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町文化交流センターの管理を指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

なお、詳細につきましては、教育次長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第39号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、施設の名称、白鷹町文化交流センター。

2、指定管理者の名称、株式会社シグマ。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第39号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第40号から議第80号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第17、議第40号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第57、議第80号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定についてまで、以上41件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第40号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから議第80号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定についてまで、41件の提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、各施設の管理を指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

詳細は各担当課長から説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 最初に、企画政策課所管について、企画政策課長、菅間直浩君。

○企画政策課長（菅間直浩） 初めに、企画政策課所管の議第40号から議第46号までの7件についてご説明申し上げます。

議第40号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町蚕桑地区コミュニティセンター。
- 2、指定管理者の名称、蚕桑地区桜の里づくり推進委員会。
- 3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

なお、これ以降の説明につきましては、議番号、議案名、施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間についてのみ説明させていただきます。

議第41号 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

白鷹町鮎貝地区コミュニティセンター、鮎貝地区まちづくり協議会、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第42号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

白鷹町荒砥地区コミュニティセンター、荒砥地区コミュニティ運営協議会、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第43号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

白鷹町十王地区コミュニティセンター、十王地区自治振興会、令和3年4月1日から

令和8年3月31日まで。

次に、議第44号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。
白鷹町鷹山地区コミュニティセンター、鷹山地区自治振興会、令和3年4月1日から
令和8年3月31日まで。

次に、議第45号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について。
白鷹町東根地区コミュニティセンター、東陽の里づくり協議会、令和3年4月1日か
ら令和8年3月31日まで。

次に、議第46号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について。
白鷹町テレワークセンター、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年4月1
日から令和6年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、健康福祉課所管について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） 健康福祉課所管の議第47号及び議第48号の2件についてご
説明申し上げます。

議第47号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について。

萩野ふれあい館、萩野区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第48号 白鷹町黒鴨いきいきセンターの指定管理者の指定について。

白鷹町黒鴨いきいきセンター、鮎貝15町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日
まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、農林課所管について、農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） ご説明申し上げます。

農林課所管の議第49号から議第63号までの15件につきまして、ご説明申し上げます。

議第49号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

釜の越農村公園、西高玉区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

続きまして、議第50号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

杉沢農村公園、杉沢区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

続きまして、議第51号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

高岡農村公園、高岡区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

続きまして、議第52号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

針生農村公園、針生町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

続きまして、議第53号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

小山沢農村公園、小山沢区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

続きまして、議第54号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。

黒鴨農村公園、鮎貝15町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

続きまして、議第55号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。
姫城農村公園、蚕桑第18町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第56号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について。
山際農村公園、蚕桑第17町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第57号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について。
ぬくもりの館姫城、蚕桑第18町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第58号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について。
笠松ロマン館、蚕桑第9町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第59号 中山林業センターの指定管理者の指定について。
中山林業センター、中山区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第60号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について。
白鷹町土里夢館、町下区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第61号 広野広翔館の指定管理者の指定について。
広野広翔館、広野区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第62号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について。
高玉集会施設及び林業者等健康増進施設、東高玉区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
続きまして、議第63号 高岡集会施設の指定管理者の指定について。
高岡集会施設、高岡区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。
以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、商工観光課所管について、商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） それでは、商工観光課所管の議第64号から議第71号までの8件についてご説明いたします。

議第64号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について。
白鷹町ふるさと森林公園、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。
議第65号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理者の指定について。
白鷹町森林総合利用施設、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。
議第66号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。
白鷹町自然活用総合管理施設、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。
議第67号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定について。
ふるさと森林公園スカイサイクル、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年

4月1日から令和6年3月31日まで。

議第68号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について。

いきいき深山郷のどか村、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

議第69号 白鷹町深山和紙振興研究センターの指定管理者の指定について。

白鷹町深山和紙振興研究センター、深山区、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

議第70号 深山工房の指定管理者の指定について。

深山工房、深山区、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

議第71号 白鷹町産業センターの指定管理者の指定について。

白鷹町産業センター、一般財団法人白鷹町アルカディア財団、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、教育委員会所管について、教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） 続きまして、教育委員会所管の議第72号から議第80号までの9件についてご説明いたします。

議第72号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について。

白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）、鮎貝第1町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第73号 文化創造館の指定管理者の指定について。

文化創造館、出来町第1及び第2町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第74号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について。

東横田尻歴史館、東横田尻区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第75号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

宝前町コミュニティセンター、十王区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第76号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について。

西高玉桜美館、西高玉区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第77号 仲町友愛館の指定管理者の指定について。

仲町友愛館、仲町区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第78号 遊和館の指定管理者の指定について。

遊和館、鮎貝第9及び第10町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第79号 滝野交流館の指定管理者の指定について。

滝野交流館、滝野区、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議第80号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定につい

て。

荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）、八幡第2町内、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上です。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

最初に、議第40号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第40号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第41号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第43号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第43号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第44号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第44号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第45号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第46号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第47号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第47号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第48号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第48号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第49号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第50号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第51号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第51号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第52号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第53号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第53号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

続いて、議第54号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第54号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第55号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第56号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第57号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第58号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第59号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第59号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第60号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第60号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第61号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第61号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第62号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第63号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第63号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第64号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第64号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第65号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第65号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第66号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第66号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第67号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第67号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第68号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第69号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第69号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第70号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第70号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第71号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第72号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第72号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第73号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第74号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第74号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第75号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第75号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第76号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第76号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第77号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第77号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第78号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第78号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議第79号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第79号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第80号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第80号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第58、議第81号 白鷹町郷土資料館整備工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第81号 白鷹町郷土資料館整備工事請負契約の一部変更についての提案理由を申し上げます。

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため提案するものがあります。

なお、内容につきましては、教育次長より説明させますので、よろしくご決定賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第81号 白鷹町郷土資料館整備工事請負契約の一部変更について。

町は、下記により白鷹町郷土資料館整備工事請負契約を一部変更したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

議決年月日及び番号、令和2年12月11日、議第106号。

内容、事項名、契約金額、変更前1億919万9,200円、変更後1億1,031万200円。

変更の主な理由であります。資料館部分の老朽度が大きかったことから、屋根防水工事の増、それから外壁断熱材の交換、分電盤の交換が必要になったこと、それから保管倉庫の照明器具の増設などにより、合わせて契約金額が111万1,000円増額となるものであります。

以上です。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

議第81号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○発議第1号の報告、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第59、発議第2号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。総務厚生常任委員長、小口尚司君。

〔総務厚生常任委員長 小口尚司 登壇〕

○総務厚生常任委員長（小口尚司） 発議第2号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について。

上記議案を別紙のとおり白鷹町議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

提出者、白鷹町議会総務厚生常任委員会委員長、小口尚司。

安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書。

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染症防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには少人数学級にする必要があります。もともと学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されております。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で「少人数編制を可能とする教員の確

保」を政府に要望しています。1月26日、中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級編制を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行いました。教育再生実行会議では委員から「できれば20人程度、少なくとも30人未満の少人数学級の早期実現を目標とすべき」との資料が提出されています。自民党教育再生実行本部も1クラス30人以下の少人数学級の実現に向け、政府に義務教育標準法の改正を求める決議を採択し、文部科学大臣に要請しています。30人学級の早期実現、その後すみやかに20人程度の学級への移行を求めた、研究者有志の全国署名は22万人を数え、山形県でも1万筆を超えています。コロナ禍の中で30人以下学級早期実現は、国民の切実な願いになっています。

一方、国においても、昨年7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020において、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について検討することが盛り込まれ、1月26日、中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級編制を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行いました。

しかし、2021年度政府予算案によると、小学校だけ5年計画で35人学級を実現するという不十分な内容にとどまり、文教関係予算はマイナスとなっています。

子ども一人一人を大切にする教育の推進、そして、新しい生活様式に対応すべく、義務教育の全学年で30人以下の少人数学級編制を実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上であります。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ採決いたします。

この採決は起立により行います。起立されない場合は否決とみなします。

発議第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり意見書を提出することに決しました。

○委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（今野正明） 日程第60、委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第74条の規定により、配付している申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。本件については、申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本件は申出のとおり継続調査とすることに決しました。

○閉会の宣告

○議長（今野正明） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第2回白鷹町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会

〈午後3時20分〉